

「SDGs 貢献都市 神戸」PR 戦略策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 委託業務名

「SDGs 貢献都市 神戸」PR 戦略策定支援業務

(2) 業務の目的及び内容

別紙「SDGs 貢献都市 神戸」PR 戦略策定支援業務 委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日から 2026 年 2 月 28 日まで

(4) 契約上限額

上限額 4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(7) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(8) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(9) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

2. 事業者選定スケジュール

- | | |
|--|-----------------------|
| (1) 公募要領等の交付開始 | : 2025年7月1日(火) |
| (2) 質問期限 | : 2025年7月14日(月) 17:00 |
| (3) 質問への回答 | : 2025年7月16日(水)予定 |
| (4) 参加申請 | : 2025年7月22日(火) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | : 2025年8月14日(木)17:00 |
| (6) 提案事業者が4社を超える場合、書類選考を事務局で実施の上、企画提案会参加の可否を通知 | : 2025年8月19日(火) |
| (7) 企画提案会（プレゼン審査） | : 2025年8月22日(金) PM予定 |
| (8) 受託候補者の決定 | : 2025年8月26日(火)予定 |
| (9) 契約締結 | : 2025年8月29日(金)予定 |

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人または共同企業体。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有する、若しくは、それと同等の要件を満たすこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (9) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(8)まで全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、本事業の公募に対して他の共同事業体の代表者及び構成員になることはできない。

4. 参加申請の手続き

(1) 各書類の配布・提出場所

① 交付開始日

2025年7月1日(火)

② 配布場所

神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載

※ 郵送による交付は行わない。

※ ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付しますので、「8. お問い合わせ及び書類の提出先」のメールアドレスまでご連絡ください。

③ 配布資料

- (ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- (イ) 業務仕様書
- (ウ) 質問書（様式1号）
- (エ) 参加申請書（様式2号）
- (オ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）
- (カ) 共同企業体結成届出書（共同企業体の場合）（様式4号）

(2) 質問書の提出

① 提出期限

メールの送付により、2025年7月14日(月) 17:00まで（必着）

※ 回答は2025年7月16日(水)を目途にホームページで公開する予定である。ただし、回答を公開することにより、質問者の提案内容が他の者に明らかになる情報等、質問者に対して明らかに不利益を与えると認められる情報は、その情報を除いて回答を公開する。

なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

② 提出先

電子メールアドレス：design@city.kobe.lg.jp

メールの件名は「「SDGs貢献都市 神戸」PR戦略策定支援業務 質問書」とすること

③ 提出書類

質問書（様式1号）

(3) 参加申請書の提出

① 提出期限

郵送または持参により、2025年7月22日(火)まで（必着）

※ 持参の場合は、2025年7月22日(火)17:00まで

② 提出場所

〒650-8570（住所不要）神戸市企画調整局広報戦略部（神戸市役所1号館16階）

③ 提出書類

(ア) 参加申請書（様式2号）

(イ) 会社概要・団体概要（様式任意）

(ウ) 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】

(エ) 国税の納税証明書（その3の3）【写し可】

(オ) 印鑑証明書【原本】

(カ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）

(キ) 共同企業体結成届出書（共同企業体の場合のみ）（様式4号）

※ 上記(ウ)～(カ)は提出日時点で発行日より3か月以内のもの

※ 令和6・7年度 神戸市競争入札参加資格を有する場合は、(ウ)～(カ)の提出は省略可

5. 企画提案の手続き

(1) 提出期限

メールの送付等により、2025年8月14日(木)17:00まで（必着）

(2) 提出先

電子メールアドレス：design@city.kobe.lg.jp

メールの件名は「「SDGs貢献都市 神戸」PR戦略策定支援業務 企画提案書」とすること

データをUSB等で持参する場合は神戸市企画調整局広報戦略部（神戸市役所1号館16階）まで

(3) 提出書類

次の①～③の書類及びデータ（PDF形式）をメール等にて提出すること

なお、提出データの総容量が10MBを超える場合は、データ交換サービス等を利用して提出すること（容量の関係で送付できない場合は連絡すること）

- ① 見積書（A4サイズ）
- ② 制作スケジュール
- ③ 企画提案書（A4サイズ・最大20ページ程度）
- ④ その他補足資料（A4サイズ）

(4) 作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと

- ① 見積書
 - ② 企画提案書
 - ・本市のSDGs 関連広報の現状分析
 - ・アドバイザリー業務を行うにあたっての得意分野・可能な手法
 - ・本市が取り組む事業（特に「こうべ再生リンの活用」「森林・里山の再生」）の認知拡大戦略案
- 参考：<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/shise/koho/kobe-sdgs.html>
<https://www.city.kobe.lg.jp/a24533/shise/shichoshitsu/future.html>
- ③ その他補足資料
 - ・本業務遂行のための体制
 - ・類似業務の実績

6. 選定方法・結果の通知・契約

- (1) 提案事業者が4社を超える場合は、企画提案会（プレゼンテーション審査）に先立ち、書類選考を実施する。
- (2) 書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位4社の事業者について評価委員会に参加できるものとする。選考結果については応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知する。
- (3) 事業者選定にあたっては、企画提案会において、提出された企画提案書等の内容を下記に掲げる評価基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者から順に4社を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を行う。委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、評価委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。なお、各委員の合計点が同点の事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。
 - ① 評価項目のうち「提案内容(ウ)アドバイザリー業務運用案の実行性と実効性」の合計点数が最も高いもの
 - ② 前号が同点の場合は、評価項目「提案内容(エ)認知拡大施策案の妥当性」の合計点数が最も高いもの
- (4) 企画提案会（プレゼンテーション審査）
 - ① 日時 2025年8月22日(金) PM 予定
 - ② 方法 ZOOMまたは神戸市役所

- ③ 内容 企画提案書（画面共有）等による質疑応答を含むプレゼンテーション
（15分程度、質疑応答は別途）

※ ②の方法は受託者側で選択

※ 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこととし、説明者・参加者は3名までとすること

(5) 選定結果の通知

2025年8月26日(火)に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

(6) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
提案内容	(ア) 業務目的の理解度	10
	(イ) 現状分析の妥当性	10
	(ウ) アドバイザリー業務内容の効果と実現可能性	20
	(エ) 認知拡大戦略案の妥当性	20
業務遂行能力	(オ) 類似事業の実績	15
	(カ) 業務実施体制	15
地元	神戸市内に本店を有する法人及び構成員が全て神戸市内に本店を有する共同企業体か	10
合計		100

7. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。また、提出書類は選定の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件の何れかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ① 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - ② 提出物に不足があるもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

8. 問い合わせ及び書類の提出先

神戸市 企画調整局 広報戦略部 広報コンテンツライン

住 所 | 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所1号館16階）

電 話 | 078-322-0126 FAX | 078-322-6007

担 当 | 森田、長谷川

E-mail | design@city.kobe.lg.jp